

①新制度 給付奨学生用お知らせ (令和7年度前学期授業料免除)

高等教育の修学支援新制度(JASSO 給付奨学金と授業料免除がセットになった支援制度)を受けたことがある学部在学中で、令和7年度前学期も引き続き本学に在籍する方はこちらの内容を確認してください。

～本お知らせに基づき、給付奨学生が行う手続きはありません～

1. 本お知らせの対象者

・日本学生支援機構給付奨学生として既に採用されている者
(給付奨学金が支給停止中の者も含む)

2. 令和7年度以降の授業料免除に係る継続手続きについて

令和7年度から修学支援新制度による授業料免除の継続手続きが“不要”となります。
授業料免除については、日本学生支援機構から大学に提供された支援区分を基に免除額を判定します。
なお、本お知らせによる手続きはありませんが、令和7年度からの修学支援新制度の改正に伴い手続きが生じた場合は別途連絡します。

3. 令和7年度からの修学支援新制度改正について

以下の内容は、令和7年1月時点で文部科学省が公開しているものに基づいています。
改正内容は1)2)のとおりです。

1)多子世帯への支援拡充

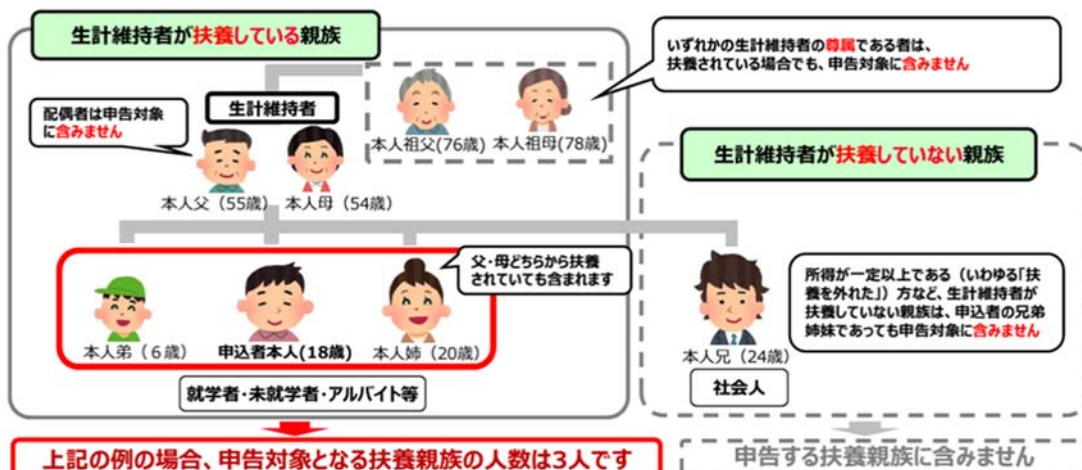
令和7年度から多子世帯(※)の学生に対して、授業料および入学料を所得制限なく国が定める一定の額まで無償化となる予定です。

令和7年度からの多子世帯への支援拡充を含む学費免除額については、次頁の別表をご覧ください。

※多子世帯の要件 ←本要件は、令和7年度前学期授業料免除に適用されます

2023年12月31日時点で、生計維持者(原則、父母)に扶養されている「子ども」の人数が3人以上(学生本人を含む)である世帯

〈扶養している子どもの数のカウント例〉



(別表)令和7年度からの学費免除額について

◎多子世帯 非該当者			
支援区分 (1子・2子世帯)	学費免除額	給付奨学金(参考)	
		通学形態	支給額(月額)
Ⅰ	全額免除	自宅通学	29,200 円 (33,300 円)
		自宅外通学	66,700 円
Ⅱ	2/3 額免除	自宅通学	19,500 円 (22,200 円)
		自宅外通学	44,500 円
Ⅲ	1/3 額免除	自宅通学	9,800 円 (11,100 円)
		自宅外通学	22,300 円

◎多子世帯 該当者			
支援区分 (多子世帯)	学費免除額	給付奨学金(参考)	
		通学形態	支給額(月額)
Ⅰ(多子世帯)	全額免除	自宅通学	29,200 円 (33,300 円)
		自宅外通学	66,700 円
Ⅱ(多子世帯)		自宅通学	19,500 円 (22,200 円)
		自宅外通学	44,500 円
Ⅲ(多子世帯)		自宅通学	9,800 円 (11,100 円)
		自宅外通学	22,300 円
Ⅳ(多子世帯)		自宅通学	7,300 円 (8,400 円)
		自宅外通学	16,700 円
多子世帯		給付奨学金 支給なし	

※生活保護世帯で自宅から通学する方及び児童養護施設等から通学する方は、給付奨学金の支給月額が()の金額となります。

2)資産要件に係る上限額の変更

日本学生支援機構給付奨学金には、「資産基準」という選考基準があります。基準を満たすには、申込時点で学生と生計維持者の資産額の合計が、機構が定めた上限額を下回っている必要があります。採用後は、毎年4月の在籍報告で資産額を申告します。

令和7年度より下表のとおり、資産基準が変更となる予定です。すでに給付奨学生(支給停止中の者含む)に採用されている者に対する資産基準の適用年月日は未定です。詳細が分かり次第、お知らせします。

令和6年度までの資産基準

世帯状況	学生と生計維持者の資産の合計
一般世帯(生計維持者が2名)	2,000 万円未満
ひとり親世帯(生計維持者が1名)	1,250 万円未満



令和7年度からの資産基準

世帯状況	学費免除に係る 学生と生計維持者(※)の 資産の合計	(参考)給付奨学金に係る 学生と生計維持者(※)の 資産の合計
多子世帯ではない	5,000 万円未満	5,000 万円未満
多子世帯	3 億円未満	5,000 万円未満

※令和7年度より、生計維持者の人数による上限額の違いなし

4. 令和7年度修学支援新制度改正による影響について

令和7年度からの修学支援新制度改正により、多子世帯に該当する方は現在の支援区分から「多子世帯の支援区分」へ変更される可能性があります。

現在の給付奨学生が多子世帯に該当するかどうかの調査は、日本学生支援機構が令和7年2月以降に行う予定です。機構の調査に伴い給付奨学生が行う手続きがある場合は、別途お知らせします。

5. 被災学生への差額支援について

本学では、被災学生に対して大学独自の授業料免除制度を設けています。修学支援新制度による授業料免除額が半額未満である学生は、被災学生として前学期授業料の半額免除の対象となります。

このため、被災学生に該当する場合は修学支援新制度による免除額の差額を大学独自制度より支援します。

ただし、多子世帯に該当する場合は、令和7年度より授業料の全額免除の対象となりますので差額支援を受けることはできません。令和7年4月以降、大学が差額支援の対象となる被災学生がいるかどうかを確認します。

○ 被災学生については、大学 HP より確認してください。

[被災学生に対する授業料免除](#) | [茨城大学 \(ibaraki.ac.jp\)](http://ibaraki.ac.jp)

6. 授業料免除の結果通知について

授業料免除の結果については、令和7年6月下旬(予定)に学生番号のメールアドレス宛にスチューデントライフサポート室から結果を通知します。

※免除対象者は免除結果の通知があるまで授業料の納付が猶予されます。通知があるまで納付しないでください。

なお以下の給付奨学生も免除対象者として取扱います。

- ・令和7年4月時点で、4月の給付奨学金支援区分が未確定となっている者
- ・令和7年4月時点で、令和6年度の適格認定(学業基準)の判定が確定していない者

※全額免除となった方以外は、大学からの案内に基づき、指定された納付期限までに授業料を納付してください。

※令和7年4月以降に休学、退学が決定した場合は、至急スチューデントライフサポート室まで申し出てください。

7. 留意事項

- 在籍報告(4・10月の年2回)など給付奨学金に係る手続きは、これまで通り実施される予定です。教務情報ポータルシステムからの案内に基づき、期限までに対応を行ってください。
- 令和6年度の適格認定(学業基準)で「廃止」または「停止」の判定を受けた場合は、令和7年度の授業料免除の対象とはなりません。
- 令和7年度前学期授業料免除の対象とならない給付奨学生かつ被災学生である場合、被災学生として大学独自制度の支援を受けられる場合があります。令和7年4月以降、対象となる被災学生がいるかどうかの調査を大学が行い、対象者に必要な手続きについてお知らせします。
- 令和7年度前学期授業料免除の対象とならない給付奨学生は、大学独自制度の授業料徴収猶予の申請が可能です。令和7年4月以降、対象者に必要な手続きについてお知らせします。

8. 問合せ先

スチューデントライフサポート室 E-mail : shien_soudan[at]ml.ibaraki.ac.jp
(メールアドレスの[at]は@に置き換えてください。)

※内容や説明資料を確認したうえで、不明点をスチューデントライフサポート室までお問い合わせください。

※お問い合わせは必ず学生本人より大学から付与したメールアドレスを用いて連絡してください。

※問い合わせのメールには、学生番号、氏名、電話番号を記載のうえ、質問内容を具体的に記入してください。

※メールの対応は大学の営業日となります。

※お問い合わせには順次回答いたします。お問い合わせが集中する時期となりますので、大学からの回答まで時間が掛かる可能性があります。